

不利益処分の処分基準

処 分 名		墓地の経営許可の取消し		
根拠例規及び条項		多治見市墓地の経営の許可等に関する条例（平成 19 年条例第 1 号） 第 16 条		
所 管 部 課 名		環境文化部 環境課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号） 第 10 条第 1 項		
	基 準	<p>次の事由に該当するとき。</p> <p>○多治見市墓地の経営の許可等に関する条例 第 16 条 市長は、前条第 1 項の規定により許可の決定を受けた者（以下「経営者」という。）が次のいずれかに該当するときは、法第 19 条に規定する墓地の施設の整備改善等を命じ、又は前条第 1 項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 許可申請の内容に虚偽があったとき。 (2) 第 6 条から第 8 条までの規定又は第 20 条の規定に違反したとき。 (3) その他規則で定める場合 ※その他規則で定める項目 第 13 条 条例第 16 条第 3 号に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 正当な事由なく条例第 21 条第 2 項に規定する届出書が受理された日から 6 月を経過しても工事に着手しないとき。 (2) 正当な事由なく工事の完成予定日から 1 年を経過しても当該工事が完了しないとき。</p>		
	設定年月日	平成 19 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 24 年 7 月 25 日
備 考				